

○逗子市空き家バンク実施要綱

平成31年 4月25日

逗子市要綱

改正 令和元年11月 1日

改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家等の有効活用を促進し、地域の活性化及び定住の促進を図るため、空き家バンクを実施することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建築物であって、居住その他の使用が1年以上なされていない常態であるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利の行使により、当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 不動産取引 空き家等について売買、賃貸借等を行うことをいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売却、賃貸等を希望する所有者等又は空き家等の活用を希望する者から申込みを受けて登録した情報について、必要に応じて公表又は連絡調整等を行うとともに、逗子市における空き家等対策推進協定を締結している者に対し、空き家等対策の推進に必要な情報を提供する制度をいう。

(令和5年4月1日・一部改正)

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録の申込み等)

第4条 所有者等は、所有する空き家等を空き家バンクに登録しようとするときは、空き家バンク登録台帳登録申込書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容を精査した上で当該空き家等の現地調査等を行い適当であると認めるときは、当該空き家等情報を空き

家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとする。

- (1) 当該空き家等の全ての所有者等が空き家バンクの趣旨を理解していないとき
又は所有する空き家等を登録台帳に登録することについて全ての所有者等の承諾がないとき。
- (2) 申込み内容に虚偽、錯誤等があるとき。
- (3) 所有者等が、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- (4) 当該空き家等が不動産競売にかけられた状態にあるとき。
- (5) その他市長が適当でないとするとき。

（令和5年4月1日・一部改正）

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録台帳登録完了通知書（第2号様式）により当該登録申込者に通知するものとする。

（登録台帳の登録事項の変更又は取消しの届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）

は、当該登録事項に変更があったとき又は登録台帳の登録を取り消そうとするときは、速やかに空き家バンク登録台帳登録変更（取消）届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、登録台帳に登録された空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家等の登録を抹消するとともに、空き家バンク登録台帳登録抹消通知書（第4号様式）により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利等に異動があったことが確認されたとき。
- (3) 登録台帳に登録した日から2年が経過したとき。
- (4) 登録台帳に登録後、第4条第2項各号のいずれかに該当することが認められたとき。

(5) 登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき。

(6) その他、市長が登録を継続することが適当でないとき。

(空き家等情報の公開)

第7条 市長は、登録台帳に登録された情報を市ホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表することができる。

(登録者と利用者の交渉等)

第8条 市長は、登録者と利用者との空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉については、直接これに関与しないものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 市長は、空き家バンクを円滑に実施するため、関係する機関等と必要な連携を図り、事業の推進を行うものとする。

2 その他の必要な連携については、協定に定める事項によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則 (令和元年11月1日)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。